

新潟市秋葉区文化会館 管理運営計画



平成 24 年 10 月
新潟市秋葉区役所

目 次

はじめに	1
1 管理運営計画の策定にあたって	
（1）計画上の位置付け	1
（2）文化施設の運営に関するビジョン等	1
（3）文化会館設置の基本理念	2
（4）管理運営計画の位置づけ	2
2 管理運営の基本方針	
（1）文化芸術活動の日常化・高度化の支援	2
（2）新しい学びと交流の場の創出	3
（3）地域と連携・協働での会館運営	3
（4）地域性を活かした事業展開	3
3 管理運営組織	
（1）運営主体	3
（2）組織のあり方	4
4 事業展開	
（1）事業展開の基本的な考え方	4
（2）自主事業	5
（3）貸館事業	6
5 施設管理	
（1）施設管理の基本的な考え方	7
（2）貸館時のルール	7
（3）施設内でのルール	8
6 会館運営の財源確保	
（1）収入の基本的な考え方	8
（2）指定管理者運営収支の構成	9

はじめに

秋葉区では、まちづくりの方針として「花と緑に囲まれた快適でにぎわいのあるまち」を将来像に掲げ、里山の自然や花き花木の園芸産地といった地域の資源を活かした取組を進めています。

平成25年度、地域にとって長年の念願であった文化活動の拠点施設となる文化会館が、いよいよ誕生します。開館する秋葉区文化会館（以下「本会館」といいます。）は、里山など自然あふれる秋葉区の新しい「にぎわいの場」となり、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支えるものとして、多くの市民から期待されています。

本会館が新たな地域文化の創造を促すとともに、文化を通じた市民交流の拠点となり、多くの市民の参画を得て発展し続ける基盤となることを目指すため、本会館の管理運営の基本的な方向性を描き、具体的な実施につなげるものとして、次のとおりこの計画を策定します。

1 管理運営計画の策定にあたって

（1）計画上の位置づけ

文化拠点施設の整備を待ち望む秋葉区地域の期待を反映し、平成17年3月に新潟市と近隣12市町村が合併した際に策定された「新にいがたまちづくり計画」において、合併建設計画事業として新津地区での文化会館建設が位置付けられました。

この計画を踏まえ、平成19年4月からの政令市新潟の取組の方向性として策定した「新・新潟市総合計画」において、「市民の文化活動の振興や支援するための拠点となる文化施設の整備」とともに、「市民の文化活動への支援や人材育成を進め市民文化の活性化とレベルアップを図る」ことが基本計画に掲げられました。さらに区の将来像と担うべき役割を示す「秋葉区区ビジョン基本方針」においても、「地域固有の文化の継承と創造に向けた市民活動の場として文化会館を整備し、多様化する市民活動を支援する」とされました。

（2）文化施設の運営に関するビジョン等

ア 新潟市文化創造都市ビジョンの策定

平成24年3月に本市が策定した「新潟市文化創造都市ビジョン」では、文化芸術が有する創造性を活かしたまちづくりを目指すため、誰もが芸術文化に触れ、親しみ、活動する機会づくりを支援することにより文化

芸術の振興を図ることが、基本方針の1つとされました。

イ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行

多くの文化施設の整備はこれまで主にハード先行であったという現状等を踏まえ、平成24年6月、文化施設のソフト事業の活性化を目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行し、文化会館の設置者及び運営者の文化会館の運営に関する努力義務が明記されました。設置者と運営者にあっては自主的かつ主体的に事業を行うことを通じて実演芸術の水準向上等に積極的な役割を、また、地方公共団体にあっては文化会館を積極的に活用しつつ施策実施する役割を、それぞれ果たすよう努めることなどが定められました。

(3) 文化会館設置の基本理念

本会館は、地域における文化活動及び芸術活動の拠点として、優れた音楽、演劇等の鑑賞機会の提供と文化・芸術活動への支援を通じ、市民相互の交流推進と地域文化の振興を図ることを目的として設置されるものです。本会館の建設にあたっては、地域の伝統芸能の発展や新たな文化活動の胎動を促すことはもとより、様々な文化的・人的な交流を生み出し、地域におけるひとづくり・まちづくりの中心的役割を果たすことを、基本理念としてきました。

(4) 管理運営計画の位置づけ

この計画は、本会館の事業展開を含めた管理運営について、「(仮称) 秋葉区文化会館運営懇談会」での利用者となる住民や関係団体からの意見を踏まえ、基本的な考え方を整理し、その取組の方向性を明らかにしたものであり、本会館を管理運営するに際しての基本的指針と位置づけます。

2 管理運営の基本方針

地域のまちづくり・ひとづくりの中心的役割を担うとした会館設置の基本理念を実現するため、次を基本として本会館の管理・運営を行うものとします。

(1) 文化芸術活動の日常化・高度化の支援

ア 学校等と連携し、子どもたちへの作品鑑賞や実演機会の提供に努めることで、地域の子どもの文化芸術の距離を縮め、文化活動のすそ野拡大を図ります。また、子どもたちの豊かな心や感性を育み、表現力を高めると同時に、将来の芸術家の育成にもつなげる取組を進めます。

イ 文化芸術に対する一般市民の関心と理解を深めるため、地域での啓発活動を実施するとともに、気軽に鑑賞し、又は実演参加できる機会を創出します。

ウ 高水準で多彩な実演芸術に触れる機会を提供し、より質の高い文化芸術作品の創造につなげ、地域の文化活動の更なる高まりを支援します。

エ 才能のある人材を地域から発掘し、地域で活動する新たな人材の育成を支援します。

(2) 新しい学びと交流の場の創出

ア 文化・教育の拠点として、年齢を問わず幅広い世代が来館することで、様々な分野の文化を持ち寄って刺激し合い、それぞれの体験や情報を伝え合うコミュニケーションの場を創出します。

イ 貸館や鑑賞目的でなくても気軽に立ち寄れる企画実施や、アットホームな雰囲気醸成します。

(3) 地域と連携・協働での会館運営

ア 地域住民や利用者とともに、自主事業等の企画・運営を協働して実施します。

イ 会館の管理運営をサポートする市民組織の構築・育成を行うことで、市民の運営への参画を促します。

(4) 地域性を活かした事業展開

固有の地域性を活かしたオリジナリティのある事業を継続的に展開することにより、地域の文化芸能を更に高めると同時に、個性ある新しい文化を生み出し、秋葉区の文化を内外に発信します。

3 管理運営組織

(1) 運営主体

本会館は、芸術文化の振興といった難易度の高い事業に取り組む場であり、舞台装置をはじめとする高機能の設備が集約した施設です。このことから、建設基本構想時に想定したとおり、専門的ノウハウを有する民間事業者を指定管理者として指定し、会館の管理運営を行わせることとします。

なお、指定管理者の指定にあたっては、会館設置の目的及び本管理運営計画の趣旨に沿った会館運営が確実に実現されると期待できる事業者を、公募により選定します。

(2) 組織のあり方

ア 専門職員の配置

文化振興施策の実行役を担う自主事業部門には、企画力が高く実施のためのノウハウの蓄積のある人材を、また、地域の文化活動に近い貸館部門には、地域の市民活動に対するアドバイスやコーディネートできる人材を配置することとします。

舞台部門には、高度な舞台設備を取り扱うと同時に大きな危険も伴うことから、舞台技術や劇場運営等に関する知識を有する専門スタッフの安定的な確保を行うこととします。

イ 地域協働の体制づくり

地域に密着した、多くの人々に愛される文化会館の実現には、地域住民の会館への関与・参加を高めることが重要です。

会館利用の公平性・公正性を担保するため市民に開かれた組織とすることはもちろん、会館が担う事業の推進体制として、企画・実施に地域住民や利用者との協働体制を築くものとします。

4 事業展開

(1) 事業展開の基本的な考え方

ア 自主事業と貸館事業

会館自らが会館の設置目的を達成するための事業を主催する「自主事業」と、住民や文化団体や公演を行う団体等に施設を貸し出す「貸館事業」の2つの枠組みにより事業を展開します。自主事業と貸館事業に有機的なつながりを持たせ、2事業が両輪となって効果的な成果が得られるよう、事業の推進と場の提供の実現に努めます。

イ バランスのとれた事業

地域住民の日常的な利用から芸術性を追求した催しまで、地域のニーズに応えるバランスのとれた事業展開を進めます。地域住民が気軽に利用できる親しみやすさを日常的に有しつつ、時には高度な芸術作品を鑑賞できる機会を設け、幅広い層への来館機会を提供します。

ウ 拠点施設としての役割

様々な文化を媒体として、幅広い多くの人々が集まり、出会い、交流する場を創出します。ロビー等施設内に地域の文化作品を展示するなど、多種多様な文化に触れることができる空間を用意します。

エ 市民協働

会館運営やイベント実施に際し、地域との協働による事業展開を図るとともに、地域や利用者が運営に関するノウハウを蓄積できる仕組みづくりを進めます。また、市民のボランティア活動を促進させ、その活動が円滑に進むよう側面的に支援します。

オ 採算性追求に偏らない事業

採算性の追求だけに偏らず、芸術文化の振興や人材育成など直接的な収益を見込むことの難しい事業についてもバランスよく実施します。

カ 他施設との連携

近隣の北区や江南区に整備された両文化会館をはじめ市内のみならず県内には、多くの優れた文化会館の運営実績が存在します。これら市内外の他の文化会館とネットワークを構築し、共同して事業に取り組みます。また、同時に区内に置かれる美術館や体育施設、公民館など異種施設とも連携し、回遊性を持たせることによって、共に利用者の増加を促す仕組みを設けます。

(2) 自主事業

ア 事業の種類

(ア) 鑑賞事業

身近な場所で幅広い層の地域住民が良質な作品に触れる機会を増やし、文化芸術の底辺拡大とレベルアップを図ることで、文化活動の日常化・高度化による文化振興の好循環を生み出します。また、施設のPR的役割を果たす事業を実施します。

ファミリーコンサート プロ演奏鑑賞会 など

(イ) 普及育成事業

アウトリーチ（館外活動）を含めた体験型事業や、こどもや地域住民が気軽に演者として舞台に立つ機会を多く創出することにより、文化芸術への関心を高める活動を展開し、地域芸術文化の普及と文化に携わる人材の育成を図ります。また、コンクール等を開催し、地域における優れた才能の発掘に努めます。

学校教室への出前講座 ステージ裏方養成講座 外国人向け教室 など

(ウ) 創造型事業

先駆的で実験的な作品などを自ら制作し公演を実施するとともに、市民参加による作品創作に継続して取り組み、独自文化の創造と発信を促進します。

市民楽団の育成 など

(エ) 交流事業

芸術祭等の開催により、こどもから大人まで幅広い層の人が参加・交

流できる機会を提供し、様々な価値観を理解し合い共有することを目指します。また、区内外から人々が集い、にぎわいと活気があふれる場づくりを進めます。

各種芸能祭・コンクール 全国大会・交流会 家族音楽祭 地産地笑素人演芸 など

イ 取組方法

(ア) 学校との連携

学校と連携し、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供の事業化実現に教育委員会とともに取り組みます。

学校発表会 プロ演奏鑑賞授業 など

(イ) 市民協働での事業

事業の企画段階から主体的に市民が参画でき、市民ならではのアイデアや地域のネットワークを活かした事業制作が可能な仕組みを構築します。

自主事業実行委員会 区民手作りイベント 企画立案大会 など

(ウ) 地域の特色を生かした事業

秋葉区の資源を活かしつつ、地域での行事に合わせた季節感あふれる事業を継続的に実施します。

新潟薬科大学の理科系財産の披露 地元芸能公演 など

(エ) 情報収集提供

文化に関する情報を収集し地域に還元するとともに、会館の活動や地域文化の情報を積極的に発信し、会館及び秋葉区の認知度を高めます。

(3) 貸館事業

ア 利用者への支援

貸館業務にあたっては、ホール等施設のプロとして適切な助言ができるようハード・ソフトの両面での知識を蓄積し、利用者の安全性を含め、常に全体を見渡す目配りをします。

イ 活動支援

貸館は、市民が一流の芸術作品に触れる機会を作るとともに、本会館が地域の文化活動の場でもあることから、館を中心に地域文化のネットワーク形成を促すことにもなります。市民活動に対するアドバイスやコーディネート業務を職務に位置づけ、市民や活動団体間における連携や協力体制を構築します。

ウ 情報発信

利用者及び市民が自発的に行う催事についても、ホームページや広報誌、事業案内等で積極的に広報します。また情報発信媒体の作成に際し

ても積極的に支援します。

5 施設管理

(1) 施設管理の基本的な考え方

本会館が地域文化の創作活動の場、交流の場として、その役割を果たしていくためには、多くの地域住民の施設利用を促すことで、芸術文化のすそ野を広げていくことが肝要です。

本会館は市所有の公の施設であることから、使用料金等の利用に関する基本的なルールは、市内他の同種施設と均衡を失しない程度で公平性が確保されるよう設定します。

一方、施設管理に係るその運用面にあつては、ある程度地域の実情に応じた運営が可能とされています。管理者視点での「管理しやすい」ではなく、利用者目線での「安心して便利に使える館」となるよう、合理的な範囲で利用者の利便性を重視して会館管理にあたるものとし、来館者が何度もリピートする居心地の良い快適な空間づくりに努めます。

また、施設の維持管理へのボランティアに対しては、その活動に応える工夫を検討します。

(2) 貸館時のルール

公平性、公正性等の確保に留意しつつ、前述の観点に基づき、全市統一的事項以外の利用ルールについては、以下を基本とします。

ア 利用申込受付期間

□ホール

本番 1 3 月前の日の月曜日～1 週間前の日

練習 1 2 月前 (※) の日の月曜日～1 週間前の日

□練習室 1 2 月前 (※) の日の月曜日～当日

□楽屋兼会議室、控室兼会議室 3 月前 (※) の日の月曜日～当日

※ホール本番利用のための同時申込みの場合は1 3 月前

イ 申込受付方法

申込希望が重複する場合などは、多くの利用希望者が納得しうる方法により、公平公正に申込受けを行います。また、遠方からの利用者等への柔軟な対応にも配慮します。

希望どおりの利用に至らなかった申込者に対しては、適切なフォローを行うことにより実際の利用につなげます。

ウ 使用料の徴収、利用許可

ホール、練習室等施設の使用料は「前納」が基本です。利用申込受付者からの使用料納入の確認後、利用許可を行います。イの申込受付から一定程度の使用料納付期限を設けるなど早めの利用許可につなげ、円滑な貸館業務の遂行を図ります。また、附属設備使用料は利用当日までの納入とします。

エ 利用に関する情報の周知

施設利用への理解を深めるため、利用手続きや利用の規則などについてわかりやすく周知するとともに、空き情報など施設貸出に関する情報を簡便に入手できるよう工夫します。

オ その他

受付、もぎり、場内外整理、照明・音響などの貸館催事の運営スタッフについては、利用者側で手配することを基本とします。

(3) 施設内でのルール

ア 敷地内は全館禁煙とします。

イ 厨房を除き火気使用禁止とします。

ウ ホール、スタジオでの飲食は禁止とします。

エ 物品販売の許可は、当該催事に関するグッズに限定します。

オ 自販機脇等を除き、会館内外ともゴミ箱は設置しません。ゴミは持ち帰りとします。

カ 撮影・録音について、自主事業時は原則禁止とし、貸館時は利用者に一任します。ただし、マスコミ等の取材の場合には可能な限り協力します。

キ ロビーや館外など使用料を徴収しないスペースについて、独占的な利用許可はできません。

6 会館運営の財源確保

(1) 収入の基本的な考え方

ア 貸館収入

貸館による施設等使用料は市の収入となります。利用者に技術的な助言等を行うことによって「安心して便利に使える館」のイメージ定着に努め、また、積極的な営業活動を展開することによって、本市の会館運営費の財源となる貸館使用料収入増につなげます。

イ 自主事業収入

指定管理者は、指定管理者が自主事業として行う事業については、入場料収入及び助成金収入を大きな柱として、可能な限り事業費に見合った事

業収入を上げられるように努めるものとします。

一方、良質な芸術作品の鑑賞や育成普及のアウトリーチのように、文化振興のために必要な事業を広く提供するには、鑑賞・参加しやすい料金の設定が欠かせません。このため、自主事業の経費をその入場料や参加費のみで賄うのではなく、鑑賞・参加者以外からの財源確保が望まれます。よって、運営主体には文化財団等からの助成金活用を求めるとともに、市としても指定管理料に含む自主事業実施分経費の確保に努めていきます。

(2) 指定管理者運営収支の構成

指定管理者の収支は、下のような構成になります。

【収入】	受託収入（市からの指定管理料）		自主 事業 収入	手 数 料	助 成 等
	施設維持管理運営分	事業 実施分			
※別途、貸館・附帯設備使用料は市への収入となる。					
【支出】	人件費，管理費，光熱水費，事務費，他		自主事業費		

